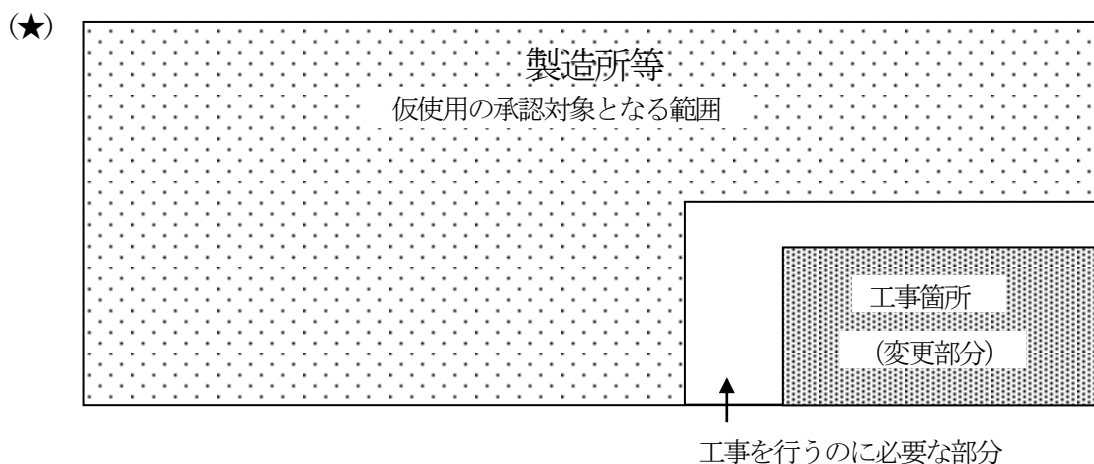


## 第5 仮使用承認の申請

(仮使用の承認)	法第11条第5項ただし書き
(仮使用の承認の申請)	危省令第5条の2
(変更の許可及び仮使用の承認の同時申請)	危省令第5条の3
(申請書等の提出部数)	危省令第9条第1項
(製造所等の仮使用の承認)	危規則第4条

### 1 仮使用の承認対象

- (1) 製造所等の仮使用の承認対象は、変更工事に係る部分以外の部分で、当該変更工事においても、火災の発生及び延焼のおそれ著しく少ない部分とする。(S46.7.27 消防予第105号通知)
- (2) 製造所等の仮使用承認申請の対象となる場合は、おおむね次に該当する場合をいう。(★)
- ア 製造所及び取扱所において、危険物を製造し、又は取り扱っている場合若しくはタンク(20号タンク及び専用タンク)及び機器内に危険物が貯蔵されている場合。
- ただし、地下貯蔵タンクに限り、火災予防上必要な措置が講じられている場合は、当該タンクに危険物が残存していても、使用していないものとみなすことができる。(仮使用の対象とならない。)
- 火災予防上必要な措置の例は、次のとおり
- (ア) 営業又は操業停止日に実施する。又は、直接工事に係る部分ではないこと。
- (イ) 工事範囲が明確化されており、かつ、危険物配管の縁切り及びポンプ停止又は電源遮断等が行われること。
- (ウ) 工事用の空地が確保され、工事場所付近の火気等の使用が制限又は、可燃性蒸気の流入防止が講じられていること。
- (エ) 消火設備等が増設されていること。
- イ 貯蔵所において、危険物を貯蔵している場合。
- なお、屋外タンク貯蔵所において、主タンク附属設備(配管、ポンプ設備等)又は防油堤を変更するときは、主タンク又は最大タンクが開放中であっても、他のタンク(従タンク等)に危険物を貯蔵しているときは仮使用承認を必要とする。
- ウ 消火設備を共有する製造所等において、当該共有する部分を変更する場合で消火薬剤等最大必要施設の製造所等に危険物の貯蔵又は取扱いが無くても、他の共有する製造所等に危険物の貯蔵又は取扱いを行っている場合。
- (3) 仮使用の承認対象となる範囲
- 製造所等変更の工事にかかる部分とは、実際に工事を行う箇所と当該工事を行うのに必要な部分をいう。



## 2 承認条件 (★)

仮使用を承認する要件は、工事の内容、期間、規模等の実態に応じ、次に掲げる事項のうち必要と認められる事項について適合していなければならない。

### (1) 工事計画

災害防止のため、無理のない作業日程、工事工程等が組まれていること。

### (2) 安全管理組織

ア 施設側事業所及び元請、下請等の工事業者すべてを対象とした安全管理組織が編成され、責任体制の明確化が図られていること。

イ 工事関係者と危険物施設の運転関係者の間における工事の開始・終了の連絡、工事の内容、進捗状況及び危険物の取扱い状況等の報告等の事前協議事項が明確にされていること。

ウ 始業前及び終業後の点検、火気使用に伴う安全措置の点検及び仮使用部分における災害の発生防止又は早期発見のための巡回等の管理体制が明確にされていること。

エ 災害発生時又は施設に異常が生じた場合など緊急時における対応策が確立されていること。

### (3) 工事中の安全対策

ア 工事部分と仮使用部分とが明確にされ、かつ、工事部分と仮使用部分は工事の内容に応じた適切な区画等が設けられていること。

イ 仮使用場所の上部で工事が行われる場合は、落下物による事故防止のため有効な措置が講じられていること。

ウ 工事を行うタンク、配管又は機器内の危険物、可燃性の蒸気又は可燃性のガスの除去及び工事部分以外の部分と導通している配管、ダクト又は排水溝等の閉塞板、仕切板等による遮断の措置が講じられていること。

エ 工事場所の周囲には、関係者以外の者が出入りできないように仮囲いの設置等有効な措置が講じられていること。

オ 工事部分は、工事に必要な十分な広さが保有されていること。なお、給油取扱所の仮使用部分については、給油業務に支障とならない広さの空地が確保されていること。

### (4) 火気管理

火気（裸火、溶接・溶断火花、電気火花、衝撃火花、摩擦熱等の発火源となるエネルギーをいう。）を発生し又は発生するおそれのある工事は、やむを得ない場合に必要最小限度で行うものとし、次に掲げる措置が講じられていること。

ア 火気使用の内容及び範囲並びに火気使用に伴う制限事項を明確にすること。

イ ガス検知器等による可燃性の蒸気又はガスの確認を行うこと。

ウ 火気使用場所直近には、散水を行うとともに消火器等を配置すること。

### (5) 照明及び換気

工事に用いる照明器具等は、火災予防上支障のないものを用いるとともに、必要に応じ換気が十分行われること。

### (6) 仮施設、設備等の安全措置

ア 工事に伴い、仮設の塀、足場、昇降設備、電気設備等を設置する場合にあっては、危険物施設に危害を及ぼさないような安全対策が講じられていること。

### (7) 機能阻害対策

工事に伴い、防火塀、防油堤、排水溝、油分離槽、消火設備等防災上不可欠な設備等の機能を阻害する場合には、代替措置が講じられていること。なお、この場合に設置する仮設設備等は、承認要件に係る設備として取り扱うものとする。

### (8) その他保安措置

ア 風水害等における対応策が講じられていること。

イ 建設用重機を用いる場合は、その作業に伴い設備及び機器を損傷させないよう安全対策が講じられていること。

ウ その他工事の内容に応じた保安措置を講ずること。

### 3 手続き (★)

(1) 仮使用申請書に添付する「火災予防上の措置について記載した書類」は次によること。

ア 危省令第5条の2に規定する仮使用承認申請書

イ 付近見取図

ウ 工事計画書及び工事仕様書

エ 配置図(変更工事部分を赤色、仮使用承認部分を黄色で色別する。工事のための消火設備の位置を記入する。)

オ 火気及び火花の発生するおそれのある使用機器の位置図

カ 工事形態に応じた仮設防火塀等の防火上の措置(養生)の位置及び構造図

キ 工事により、危政令で定める基準による設備(防火塀、防油堤、排水溝、油分離槽、通気管、消火設備、警報設備等)を撤去し、又は機能を阻害する場合に設ける仮設設備図

ク その他必要な事項を記載した図書

(2) 一連の変更工事を行うものの当該変更工事に係る仮使用については、次によること。

ア 一の変更許可申請で下図のA、B、C及びDの部分の変更工事が同時に行われる場合は、仮使用範囲は存在しないことになる。

A	C
B	D

イ 一の変更許可申請で変更工事が下図のA、B、C及びDの各部分ごとに分割して順次行われる場合の当該変更工事の進行に伴う仮使用範囲については、次によること。

(ア) 変更工事がAの部分に限られる場合における仮使用範囲は、B、C及びDの部分となる。

この場合の当該仮使用承認申請は、Aの部分の工事着手前に仮使用の承認を受けなければならない。

A (変更工事)	C (仮使用範囲)
B (仮使用範囲)	D (仮使用範囲)

(イ) Aの部分の変更工事に引続き変更工事がBの部分となる場合における仮使用範囲は、C及びDの部分となる。

A (変更工事)	C (仮使用範囲)
B (変更工事)	D (仮使用範囲)

(ウ) Bの部分の変更工事に引続き変更工事がCの部分となる場合における仮使用範囲は、Dの部分となる。

A (変更工事)	C (変更工事)
B (変更工事)	D (仮使用範囲)

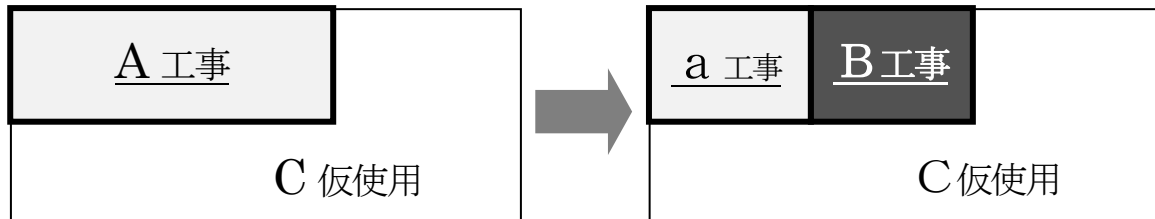
(エ) Cの部分の変更工事に引続き変更工事がDの部分となる場合は、仮使用範囲は存在しないことになる。

A (変更工事)	C (変更工事)
B (変更工事)	D (変更工事)

ウ 一の製造所等において、複数の変更工事を行う場合の変更許可申請に伴う仮使用範囲については、平成11年3月23日消防危第24号「製造所等における複数の変更工事に係る完成検査等の手続きについて」によること。

エ 変更許可後の工事期間中に一部の完成検査を行い使用する例

変更許可後に完成検査前の変更許可を受け、当初の変更部分の一部を先行して完成した場合、当該完成部分を含めて仮使用承認することができる。



(3) 仮使用の承認申請は、原則として当該仮使用の承認申請に係る製造所等の変更許可申請と同時に行うものとする。

#### 4 仮使用の期間 (★)

仮使用の期間は、製造所等の変更許可を受けて当該変更の工事に着工したときから、完成検査済証が交付されるまでの間とする。

#### 5 変更許可及び仮使用承認の同時申請

仮使用の承認と変更の許可を併せて申請しようとする者は、危省令第5条の3に規定する「変更許可及び仮使用承認申請書」により行うことができる。

この場合において、添付書類は、3の手続きを準用するものとするが、当該変更許可に係る添付書類と重複する付近見取図等については省略することができる。

なお、仮使用に係る添付書類は、変更許可に係る添付書類の末尾に編纂するものとする。